

食品ロスの削減の推進に関する法律について

1 法制定の趣旨

世界には、栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、食品ロス問題は、真摯にとりくむべき課題である。

食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用することが重要である。

そのため、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年5月法律第19号）を制定。

2 施行日

令和元年10月1日

3 市町村に係る主な規定内容

(1) 地方公共団体の責務（第4条関係）

地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国等との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定・実施する責務を有する。

(2) 関係者相互の連携および協力（第7条関係）

国、地方公共団体、事業者、消費者等は、食品ロスの削減の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(3) 食品ロス削減月間および食品ロス削減の日（第9条関係）

食品ロス削減に関する理解と関心を深めるため、10月を食品ロス月間、10月30日を食品ロス削減の日と定め、国および地方公共団体は、これらの時期に、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(4) 市町村食品ロス削減推進計画（第13条関係）

市町村は、国の策定する基本方針および都道府県の策定する食品ロス削減推進計画を踏まえ、食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

(5) 基本的施策（第14条～第19条）

ア 国および地方公共団体は、消費者や事業者等に対する啓発や知識の普及等の施策を講ずるものとする。

イ 国および地方公共団体は、食品関連事業者等の取組に対する支援に関し、必要な施策を講ずるものとする。

ウ 国および地方公共団体は、食品ロスの削減に関し顕著な功績が認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

エ 国および地方公共団体は、食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、まだ食べることができる食品の廃棄の実態等に関する調査・研究を推進するものとする。

オ 国および地方公共団体は、食品ロスの削減について、先進的な取組に関する情報等を収集し、提供するよう努めるものとする。

カ 国および地方公共団体は、フードバンク活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。